

会員ハンドブック

アジア太平洋国際仲裁院日本委員会（APIAC-JPAC）

一般社団法人 アジア太平洋国際仲裁院日本委員会

版：2026年中国語完全版の日本語訳（V1.1） | 制定日：2026年01月 | 発行機関：アジア太平洋国際仲裁院日本委員会事務局

第一章 総則

第一条 名称

本法人の名称は「アジア太平洋国際仲裁院日本委員会」（以下「委員会」という）とし、英語名称はAsia Pacific International Arbitration Chamber Japan Arbitration Center（略称：APIAC-JPAC）とする。本法人は、対外業務および会員サービスにおいて、「アジア太平洋国際仲裁院日本委員会」または「APIAC-JPAC」を統一名称として使用することができる。

第二条 趣旨

本ハンドブックは、仲裁、法律、商事等の関連分野に従事する個人、企業・事業機関および専門機関を対象とした説明文書であり、国際仲裁の学術交流・相互交流の場を構築し、仲裁業界の秩序ある発展を促し、仲裁サービスの質と国際的影響力を高めることを目的とする。

第三条 主たる事務所の所在地

本法人の主たる事務所は、大阪府中央区南本町三丁目2-11日幸ビル4階に置く。

第二章 目的および事業

第四条 目的

本法人は、商事紛争の処理および予防を通じて、日本およびアジア太平洋地域、さらには国際的な商取引の円滑な遂行を促進し、地域経済の健全な発展に貢献することを目的とする。

第五条 事業

前条の目的を達成するため、本法人は次の事業を行う：

- 商事紛争に関する相談および助言；
- 商事紛争のあっせん、調停または仲裁；
- 紛争処理に関する情報の収集、分析および提供；

4. 紛争処理に関する国内外の関係機関等との交流および協力；
5. 国内外の関係機関等との国際商事仲裁協力協定の締結；
6. 商事紛争の処理および予防に関する調査、研究および成果の発表；
7. 商事紛争の処理および予防に関する普及、啓発および広報活動；
8. 前各号に付帯し、または関連する一切の業務。

第三章 中立性の原則

第六条 会員資格

本法人の会員となることは、主として、本法人が企画する業界交流、専門活動、研修、相談・情報共有その他本法人の目的に関連する会員サービスに参加できることを意味する。会員資格自体は、アジア太平洋国際仲裁院におけるいかなる事件、手続その他の事項についても特別な地位を付与するものではない。

第七条 委員会の中立性

委員会は、事件管理、仲裁手続および関連する仲裁判断の実務において、常に独立、公正および中立の原則を遵守する。委員会の会員資格は、本法人の仲裁廷、仲裁人または関係者が個別事件について行う独立した判断に影響を及ぼさない。

第四章 会員

第八条 会員種別

会員は個人会員と団体会員の二つの大区分に分かれ、具体的には次のとおりとする：

個人会員：

- 技術会員 - 技能会員 - 名誉会員

団体会員：

- 非専門分野の企業法人：企業基礎会員 - 企業上級会員 - 企業旗艦会員

- 専門分野の企業法人：団体会員 - 会社会長（三級、二級、一級）

本ハンドブックにいう「会社会長」は、本法人が設ける上級の機関協力会員区分の名称であり、一般社団法人法上の理事職を構成せず、当然に本法人の議決権を有するものでもない。本ハンドブックの会員区分は、会員サービスおよび協力関係の管理にのみ用いられ、本法人の定款における社員または理事の地位に当然に対応するものではない。

第九条 入会条件

（一）技術会員（個人）

1. 本法人の会員ハンドブックを遵守し、職業倫理上の不適切行為および業界規則違反の記録がないこと；
2. 仲裁・法律関連業務の経験が5年以上、または法学・関連分野の修士以上の学位＋仲裁/法律関連業務の経験が3年以上であること；

3. 事件に関する実績、学術著作または関連する職業資格の証明を提出できること（加点要素）；

（二）技能会員（個人）

1. 本法人の会員ハンドブックを遵守し、職業倫理上の不適切行為および業界規則違反の記録がないこと；

2. 国際仲裁、法律実務または関連業界における10年以上の豊富な経験；

3. 次のいずれかの能力を証明できること；

- 係争額≥10億円の重大な商事/クロスボーダー仲裁事件を主導/担当したこと；
- 業界規則の策定に参加し、または主要な学術成果を発表したこと；
- 国内外の著名な仲裁機関/法律事務所で専門職として勤務した経験があること；

4. ハイレベルなイベントへの参加または推薦による直接入会の二つの経路で入会できる；

（三）企業基礎会員（団体）

1. 適法に設立登記された企業で、経営状況が良好であり、違法・規則違反の事業運営の記録がないこと；

2. 本法人の会員ハンドブックを遵守し、仲裁サービスおよび業界交流の必要があること；

3. 委員会の現技術会員またはいずれかの等級の会社会長による推薦が必要；

（四）企業上級会員（団体）

1. 適法に設立登記された企業で、経営状況が良好であり、違法・規則違反の事業運営の記録がないこと；

2. 本法人の会員ハンドブックを遵守し、クロスボーダー仲裁や複雑な紛争解決等の高度な必要があること；

3. 技術会員2名の共同推薦、または二級以上の会社社長の推薦が必要；

（五）企業旗艦会員（団体）

1. 適法に設立登記された大企業、上場企業または業界の主要企業で、違法・規則違反の事業運営の記録がないこと；

2. 本法人の会員ハンドブックを遵守し、グローバルなリソース連携や個別対応の仲裁サービス等の高度な必要があること；

3. 技術会員3名の共同推薦、または一級の会社社長の推薦が必要；

（六）団体会員（団体）

1. 適法に登記された法律事務所、仲裁サービス機関、業界団体等の専門機関；

2. 本法人の会員ハンドブックを遵守し、関連分野における一定の専門能力と業界での評価を有すること；

(七) 会社会長（団体）

1. 三級会社会長：業界内で一定の影響力を有する専門機関で、委員会理事会の審査を経て承認されたもの；
2. 二級会社会長：業界内で著名な専門機関で、委員会理事会の審査を経て承認されたもの；
3. 一級会社会長：国際的に著名な専門機関で、会員総会の2/3以上の議決により承認されたもの；

(八) 名誉会員（個人）

名誉会員とは、仲裁もしくは関連分野で顕著な貢献を行い、または本法人の発展に重要な支援を提供し、会員総会の推薦および承認を受けた個人、法人または団体をいう。次のいずれかの条件を満たし、かつ基本資格を有する者は、個人名誉会員の候補者となることができる：

1. 専門分野における顕著な業績：

- 仲裁、法律、金融、紛争解決等の分野で25年以上従事し、深い専門的知見と国際的影響力を有すること。
- 国際的または国家レベルの仲裁機関の責任者もしくは上級仲裁人を務め、重大・難解な仲裁事件を累計50件以上審理し、または地域・国家レベルの仲裁規則/業界基準の策定を主導したこと。
- 仲裁の学術研究で豊富な成果を上げ、広く影響力のある専門書または主要学術誌に掲載される質の高い論文を發表し、仲裁理論の発展を促進したこと。

2. 本法人の発展に対する中核的な貢献：

- 本法人の設立発起、登記または事業展開に不可欠な指導もしくはリソース支援を提供し、本法人の事業開始を直接推進したこと。
- 本法人の運営に長期にわたり参加し、重要な意思決定、国際協力、ブランド構築で主導的役割を果たし、アジア太平洋地域（日本を含む）における本法人の業界内地位の確立に実質的な貢献をしたこと。
- 本法人の重要な国際交流イベントやハイレベルな学術フォーラムの開催を主導し、または3以上の国際仲裁機関との緊密な協力関係の構築を推進したこと。

3. 社会的影響力および業界の発展への貢献：

- 高い社会的評価を有し、政府機関、国際機関または業界団体で重要な職務を担い、本法人に高度なリソースをつなぎ、政策面の支援を得られること。
- 仲裁業界の公益活動に長期にわたり尽力し、仲裁知識の普及や若手仲裁人材の育成を促進し、公益講座/研修を累計20回以上実施し、または若手仲裁人材の育成事業を助成したこと。

第十条 入会手続

(一) 技術会員

1. 「入会申請書」（個人用）、履歴書、資格証明書の写しおよび実績証明資料（任意）を提出する；
2. 公式ウェブサイトの窓口または公式メールアドレスからオンラインで申請し、保管用の紙資料を郵送する；
3. 委員会による一次審査（3—5営業日）、二次審査（7—10営業日）；
4. 二次審査通過後に「入会確認書」を受領し、会費を納付する；

5. 会員契約に署名し、会員証を受領し、特典の利用を開始する；

（二）技能会員（二つから一つを選択）

経路一（イベント参加）：1. 委員会が指定するハイレベルなイベントに申し込む；2. 評価を修了し、修了証明書を取得する；3. 申請資料を提出する；4. 合同審査（3—5営業日）；5. 会費を納付する；6. 入会手を完了する；

経路二（推薦による直接入会）：1. 技術会員/会社会長の推薦状を取得する；2. 申請資料および推薦状を提出する；3. 会費を納付する；4. 資料の確認（3営業日）；5. 二次審査を免除して入会手を完了する；

（三）企業団体会員

1. 該当区分の推薦者から推薦状を取得する；
2. 「入会申請書」（団体用）、営業許可証/登記証明書、法人の身元証明および企業概要を提出する；
3. 該当する会員区分の会費を納付する；
4. 委員会による審査（3—5営業日。資料の真正性のみを確認し、申請者の経営判断または法的責任に関する実質的な審査は行わない。）；
5. 承認後3営業日以内に会員証を発行し、特典の利用を開始する；

（四）団体会員

1. 「入会申請書」（団体用）、機関の資格証明および業界における影響力の証明資料を提出する；
2. 委員会理事会による審査および議決；
3. 承認後、会費を納付し、会員契約に署名し、会員証および理事銘板を受領する（理事団体に限る）；

（五）名誉会員

1. 「入会申請書」（個人用）、機関の資格証明および業界における影響力の証明資料を提出する；
2. 委員会理事会による審査および議決；
3. 承認後、会費を納付し、会員契約に署名し、名誉会員証を受領する（名誉会員に限る）；
4. 名誉会員は原則として会費を免除され、具体的には第十一条の規定に従う。

第十一条 会員特典

（一）技術会員

1. 対面の基礎研修またはイベントに参加し、一部イベントの割引を受ける；
2. 入会記念品1点；
3. 日本委員会の公式ウェブサイトから契約書ひな形を無料でダウンロードする；
4. 委員会の刊行誌等の資料を無料で受け取る；
5. 定期的な電子情報の配信を受ける；
6. 委員会の業務に対する提言権および監督権；
7. 委員会が企画する各種イベントへの優先参加；

（二）技能会員

1. 対面の基礎研修またはイベントに参加し、一部イベントの割引を受ける；
2. 技能サービス提供会員として全会員に公示され、会員または非会員による選定の対象となることができる；
3. APIAC機関でのインターンシップに人材を推薦できる；
4. 日本委員会の公式ウェブサイトから契約書ひな形を無料でダウンロードする；
5. 委員会の刊行誌等の資料を無料で受け取る；
6. ハイレベルなイベントへの優先申込みおよび専用のビジネスマッチング；
7. 専門委員会の専門家リソースによる支援を受ける；
8. 技術会員が有するその他すべての権利；

（三）企業基礎会員

1. 仲裁条項ひな形集の提供および無料相談2回（1回60分）；
2. 委員会の需給マッチングプラットフォームへの参加および基本的なコンプライアンス指針の提供；
3. 委員会の刊行誌等の資料を無料で受け取る；
4. イベントの割引；
5. 委員会が企画する業界交流イベントに参加する；

（四）企業上級会員

1. 各取引類型の契約書ひな形の無料提供および無料相談6回（1回60分）；
2. 個別対応の条項作成（年1件）および業界の討議への参加；
3. APIAC機関でのインターンシップに人材を推薦できる；
4. 企業基礎会員が有するその他すべての権利；

（五）企業旗艦会員

1. 各取引類型の契約書ひな形の無料提供および無料相談12回（1回60分）；
2. 個別対応の紛争対応策（年3件）および企業内研修（年1回）の提供；
3. 企業上級会員が有するその他すべての権利；

（六）団体会員

1. 業界基準に関する討議への参加および個別対応の仲裁ひな形の提供；
2. 団体向けイベント割引およびリソースマッチングプラットフォームへの参加；
3. 委員会の協力事業への優先参加；

（七）会社会長

三級会社会長：

1. 委員会の刊行誌で特集記事に1回取り上げられ、委員会レベルのイベントを1回開催できる；
2. 一つの専門委員会を独立して担当できる；
3. 団体会員が有するその他すべての権利；

二級会社会長：

1. 委員会の刊行誌の表紙人物の手配・編集を1回担当し、委員会レベルのイベントを3回開催する；
2. 二つの専門委員会を独立して担当できる；
3. 委員会レベルの専門機関を担当できる；
4. 三級会社会長が有するその他すべての権利；

一級会社会長：

1. 委員会理事会に列席できる（定款に別段の定めがある場合を除き、議決権なし）；
2. 二級会社会長が有するその他すべての権利；

（八）名誉会員

1. 活動委員会が発行する名誉証書および関連資料一式；
2. 委員会の専門分野の業務について指導的助言を行う権利；
3. 委員会のウェブサイトおよび刊行誌での公示。

第十二条 社員および議決権

1. 日本の一般社団法人の運営の枠組みに適合するため、本法人の議決権は定款に定める社員のみが行使する。本ハンドブックにいう会員は、原則として一般社団法人法上の社員に当然に該当するものではなく、議決権を当然に有するものでもないが、招請により会員総会に列席し、意見を述べることができる（議決権なし）。

第十三条 会費

1. 会員は入会時および毎年度、会費を納付する。会費の基準および納付方法は会員総会の決議により別途定める。
2. 名誉会員は会費を免除されることがある。その他の免除・減額およびその範囲は、細則に従い会員総会または理事会が定める。

第十四条 退会、除名および資格喪失

会員は、いつでも退会申請を提出して退会することができる。

会員が次のいずれかに該当する場合、会員総会の決議により除名することができる。除名に先立ち、事前通知および弁明の機会を与えなければならない：

1. 本会員ハンドブックまたは本法人の規則に違反した場合；
2. 本法人の名誉を毀損し、またはその目的に反する行為を行った場合；
3. その他、除名の正当な理由がある場合。

退会、長期の会費滞納、死亡（相続不可）、解散、除名等の場合、会員資格を喪失する；

既納の会費および寄付金は、原則として返還しない。

第五章 会員総会

第十五条 構成および権限

会員総会は、本法人の定款に定める社員をもって構成する。

会員総会は、法律および本会員ハンドブックに定める範囲内で、本法人の重要事項について決議する。

理事会は、本法人の日常的な管理運営に関する事項を決議する。

第十六条 開催および招集

定時会員総会は、各事業年度終了後三か月以内に開催する。必要に応じて臨時会員総会を開催することができる。

会員総会は、原則として理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

第十七条 議長

議長は代表理事が務める；

第十八条 議事録

会員総会の議事録を作成し、議長および総会で選任された議事録署名人が署名/押印する。

第六章 専門委員会サービス体系

第十九条 専門委員会サービス体系

委員会は12の専門委員会を設け、会員に「業界特化＋分野横断型」の専門的な紛争解決および付随サービスを提供する。

（一）商事契約仲裁専門委員会

サービス内容：1. 全業界に対応する商事契約ひな形集を提供する（各種場面に対応する版を含む）；2. 少額商事紛争に対する72時間迅速対応窓口を設ける；3. 契約リスクの識別・予防・管理に関する専門研修を定期的実施する；

サービスの流れ：会員が委員会の公式ウェブサイト/ミニプログラムから要望を提出→委員会が2営業日以内に担当者を手配→要望に応じたサービスまたは研修を提供する。

（二）クロスボーダー貿易・投資仲裁専門委員会

サービス内容：1. 中国語・英語の二言語によるクロスボーダー仲裁条項ひな形を提供する（各国/地域の法的要件に対応）；2. 涉外紛争の管轄主体および手続に関する指針を作成する；3. クロスボーダー企業のリソースマッチングデータベースを構築し、会員による海外提携先の開拓を支援する；

サービスの流れ：会員がクロスボーダー業務の状況説明を提出→委員会が条項または指針を個別作成→リソース連携の要望を審査後、適合する相手を紹介する。

(三) 金融・資本市場仲裁専門委員会

サービス内容：1. 資産運用商品、証券取引等の金融紛争に対応する個別の解決策を作成する；2. 金融契約の標準化された仲裁条項ひな形を提供する；3. 四半期ごとに金融リスク分析セミナーを開催し、規制当局および業界の専門家を招く；

サービスの流れ：会員が紛争の種類または要望を提出→委員会が専門家を組織して対応策を作成→セミナー申込みの審査後、参加資格を確認する。

(四) 知的財産・デジタル経済仲裁専門委員会

サービス内容：1. 商標権、特許権、著作権の侵害に対する権利保護の全過程に対応する計画を提供する；2. データコンプライアンスおよび越境移転の紛争解決指針を作成する；3. RWA、仮想資産等のデジタル資産に関する紛争処理を支援する；

サービスの流れ：会員が権利保護またはコンプライアンスの要望を提出→委員会が該当分野の専門家を手配→対応策を提供し、または鑑定機関を紹介する。

(五) 仲裁規則・実務革新専門委員会

サービス内容：1. 委員会の仲裁規則の公式ハンドブックを発行する（オンライン版を含む）；2. オンライン仲裁の全手続に関する操作指針を提供する；3. 「仲裁＋調停＋公証」を組み合わせた革新的なワンストップ紛争解決策を開発する；

サービスの流れ：会員は委員会の公式ウェブサイトから規則および指針を直接取得できる→革新的な解決策の要望は申請でき、委員会は10営業日以内に実現可能性について回答する。

(六) 仲裁人資格審査・研修専門委員会

サービス内容：1. 仲裁人の年次応募指針および資格要件の解説を公表する；2. 仲裁人資格審査資料について個別指導を行う；3. 仲裁手続および実務技能を扱う段階別研修計画（入門/上級/専門家級）を策定する；

サービスの流れ：会員が応募または研修を申請→委員会が資格を審査→指導または研修日程を手配する。

(七) 建設工事・不動産仲裁専門委員会

サービス内容：1. 工事一括請負・下請契約の紛争に的を絞った解決策を提供する；2. 工事品質鑑定機関を紹介し、紛争における鑑定手続を支援する；3. 不動産事業の譲渡・賃貸借紛争に関する標準調停ひな形を作成する；

サービスの流れ：会員が工事/不動産紛争の状況を提出→委員会が工学/法律の両分野の専門家を手配→対応策または鑑定機関の紹介サービスを提供する。

(八) 海事・海商仲裁専門委員会

サービス内容：1. 船舶賃貸借・国際貨物運送取次契約の仲裁条項ひな形を提供する；2. 海事損害賠償責任の認定および紛争解決に関する指針を作成する；3. 海上保険契約の保険金請求紛争の処理を支援する；

サービスの流れ：会員が海事・海商紛争に関する要望を提出→委員会が海事分野の仲裁人を手配→紛争解決サービスを開始する。

(九) 信託スキーム・オフショア金融専門委員会

サービス内容：1. 信託・ファンド契約の紛争を処理する；2. オフショア金融または口座開設・登録の第三者紹介サービスを提供する；

サービスの流れ：会員が信託スキームの構築またはオフショア金融に関する紛争の要望を提出→委員会が紛争の種類を審査→調停またはサービス機関の紹介を手配する。

(十) 消費者権益仲裁専門委員会

サービス内容：1. 消費者契約紛争に対する72時間迅速調停窓口を設ける；2. プリペイドカード、電子商取引での購入等の一般的な場面における権利保護指針を提供する；3. 実店舗での消費に伴う品質紛争の処理を支援する；

サービスの流れ：会員が消費者の権利保護の要望を提出→委員会が迅速に調停人を手配→調停手続を開始する。

(十一) 医療・健康仲裁専門委員会

サービス内容：1. 医療サービス契約・医薬品調達契約の紛争を処理する；2. 医薬品企業のコンプライアンス紛争に関する法律および業界基準の解説を提供する；3. 医療紛争鑑定機関を紹介し、紛争における専門的な認定を支援する；

サービスの流れ：会員が医療・健康分野の紛争を提出→委員会が医療＋法律の専門家を手配→対応策または鑑定機関の紹介を提供する。

(十二) 文化観光・スポーツ産業仲裁専門委員会

サービス内容：1. 文化観光事業の協力契約・観光施設運営契約の仲裁条項ひな形を提供する；2. スポーツ大会の放送契約・選手代理契約の紛争を処理する；3. 文化・クリエイティブIPのライセンスに伴う権益紛争を調停する；

サービスの流れ：会員が文化観光/スポーツ紛争の要望を提出→委員会が該当分野の専門家を手配→紛争解決または調停サービスを開始する。

その他の専門委員会に関する説明

上記の専門委員会に加え、理事会が必要と認める場合は専門委員会を増設でき、その内容を委員会の公式ウェブサイトで公示する。各専門委員会の具体的なサービス細則および料金基準は、委員会が別途公表する実施規則による。

第七章 資産および会計

第二十条 会費資産

会費はすべて、会員サービスに必要な費用、経費等に充てる；
会費に係る資産は本法人の事務局が管理し、理事会に定期的に報告する。

第二十一条 事業年度

本法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第二十二条 事業報告および決算

代表理事は毎事業年度終了後、事業報告および財務諸表を作成し、監事の監査および理事会の承認を経て、定時会員総会に報告/承認のために提出する。関係書類は、法律および本法人の規則に従い、閲覧に備えて保存する。

第七章 会員ハンドブックの変更

第二十三条 会員ハンドブックの変更

本会員ハンドブックは、理事会が（本法人の発展状況に応じて）決議により変更することができる。

第二十四条 事務局

本法人は、日常業務および会員サービスを処理する事務局を設け、事務局長および必要な職員を置くことができる。事務局長は理事会が選任し、職員は事務局長が任免する。

第二十五条 実施細則

本会員ハンドブックの実施に必要な細則および規則は、理事会の決議を経て代表理事が別途定める。

第二十六条 施行

本会員ハンドブックは、本法人による公表の日から施行する。

一般社団法人アジア太平洋国際仲裁院日本委員会

制定日：2026年01月

改訂日：2026年08月